

沖縄県職員等公益通報制度運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、沖縄県職員等公益通報制度に関する要綱（以下「要綱」という。）第16条の規定により、沖縄県職員等公益通報制度の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(通報様式)

第2 要綱第7条に規定する親展文書（封書）又は電子メールは、別紙「通報様式」による書面とする。

(フローチャート)

第3 要綱第7条、要綱第8条、要綱9条及び要綱第10条に規定する公益通報の処理等は、別紙「沖縄県職員等公益通報処理に関するフローチャート(内部通報)」に従って運用するものとする。

(調査班)

第4 要綱第7条に規定する調査において人事課長は、調査班を編成し、調査を行うことができる。

2 調査においてヒアリングを行うにあたっては、正確を期するため、2名の職員で対応するとともに、原則として相手の同意を得たうえで録音を行うものとする。

附 則（平成18年3月10日総人第1382号）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月30日総人第494号）

この要綱は、令和5年10月30日から施行し、同日以後になされた公益通報について適用し、同日前になされた公益通報については、なお従前の例による。